

看護職員の負担軽減及び処遇の改善の取り組み計画

(1)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長 鈴木 孝雄

(2)看護職員の勤務状況の管理

- 勤務時間 週平均40時間以内
- 勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握、指導
- 夜勤時間の実働は16時間未満
- 夜勤は仮眠2時間を含む休憩時間を取ることを推奨
- 明けの翌日は原則休み

(3)多職種からなる役割分担推進のための会議

管理者会議(月1回以上) 衛生委員会(月1回) 業務の質委員会(月1回)

(4)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

- 薬剤師
病棟業務の拡大:配薬カート内の薬剤のセッティング・臨時薬の配薬のセット・持参薬管理
- 臨床検査技師
採血業務の実施・ベットサイドでの検査実施(心電図)
- リハビリ
患者の送迎・日々の介入時間を病棟側へ提示・嚥下評価支援
- 病棟クレーン
電子カルテ基本データの入力、入院時の説明の補助、面会者等の受付業務
- 放射線科
静脈路確保を2026年9月までに行う、患者移送の介助・検査の介助、抜針・造影剤注入の継続
- 看護補助者
看護助手業務の拡大:適なおむつの選択や家族指導・飲水の促し量の確認

(5)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み内容

ア) 業務量の調整

時間外労働が発生しないよう業務量や人員調整を行う

イ) 看護職員と他職種との業務分担

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画を策定

ウ) 看護補助者の配置

看護補助者の夜間配置の実施(全病棟に配置)

エ) 短時間正規雇用の看護職員の活用

- 育休短時間制度の利用を推奨
- 7時間勤務制度の利用

オ) 多様な勤務形態の導入

8時間勤務、7時間勤務、日勤常勤、非常勤(保険あり、保険無し)

カ) 妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- 企業内保育園(職員枠の設置)
- 夜勤の減免 遅番の減免
- 所定労働時間の短縮(育児時短、7時間勤務)
- 配置転換
- 子の看護休暇、介護休暇の取得を推奨

キ) 夜勤負担の軽減

- 夜勤専従職員の雇用
- 平均夜勤時間72時間未満の設定